

千葉県告示第141号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和5年2月27日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年2月27日

千葉市長 神谷俊一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
生実本納線	緑区越智町1876番1から 緑区越智町1865番4まで	前	8.75 ～38.12	249.1
		後	15.25 ～45.13	
	緑区越智町1208番1から 緑区板倉町595番7まで	前	8.75 ～191.70	3680.0
		後	8.75 ～191.70	